

大阪府心肺蘇生効果検証委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 病院外心肺停止患者記録（大阪版）（以下「記録」という。）により、病院外心肺停止患者に対する心肺蘇生の救命効果を疫学的に分析すること等により、大阪府における救急医療の充実を図り、もって府民の健康増進に寄与することを目的として、大阪府心肺蘇生効果検証委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(協議検討事項等)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議検討する。

- 一 記録の統計的分析に関する事項
- 二 記録の取り扱いに関する事項
- 三 記録の調査内容に関する事項
- 四 その他委員長が必要と認めた事項

2 委員会での成果は大阪府救急医療対策審議会に報告する。

(組織)

第3条 委員会の委員は、学識経験のある者、医療関係団体、消防機関、行政機関その他適当と認める者をもって組織する。

2 委員の任期は2年とし、再任することができる。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

3 委員会に顧問を置くことができる。

(委員長及び委員長代理)

第4条 委員会に委員長をおき、委員の互選によりこれを定めるものとする。

2 委員長は、委員会を総理する。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が召集し、委員長がその議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。ただし、書面等をもって委任を行った者については、これを出席者とみなす。

3 委員に支障あるときは、代理人が会議に出席することができる。

4 委員長が必要であると認めるときは、委員会に委員以外の者の意見を求めることができる。

5 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

6 緊急に決定する必要がある事項について委員会を招集することができないとき、又はその審議事項の内容により支障がないときは、委員長の判断により書面又は電子メールによる会議を開催することができる。

7 第3項に定める出席を求められた者は、議事の決定に加わることができない。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、大阪府健康医療部保健医療室医療対策課において行う。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則 この要綱は、平成19年3月19日から施行する。

附則 大阪府の組織改編により組織名称を変更する。

2 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附則 大阪府の組織改編により組織名称を変更する。

2 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。